

被災者に医療・介護の負担金免除継続を

災害救助法で、被災者を救助する責任は、知事にあります。
知事は、専決処分という、議会に諮らず財政出動できる権限があります。
宮城県には、全国から被災者に寄せられた寄付金が103億円もあります。
知事に、権限を活用して、被災者を救援する責任を果たすよう求めます。
(村井嘉浩知事にお渡しする私たちの陳情書は裏面に掲載)

- ◎仮設住宅自治会長さん、被災地の町内会長さんは、裏面掲載の陳情書に名前を連ねて、賛同者になって下さい。賛同のご連絡は、電話022(399)6907またはFAX022(399)6925まで。
- ◎被災者のみなさん。3月19日の陳情活動に、ぜひご参加下さい。「足の確保」については、県民センターにご相談ください。
- ◎村井知事に、FAXを送りましょう。宛先は=022(211)2292 FAX要請書(見本=別紙)をご活用ください。

3月19日(火)の行動予定

- ・11時00分……県議会一階の大会議室に集合して下さい。打ち合わせをします。
- ・11時30分……県議会の各会派に陳情(各議員に会場していただきます)
- ・12時～13時…県庁2階の食堂等で各自が昼食をとります。
- ・13時00分……県議会の傍聴席に。知事と議員に(無言で)アピールします。
- ・14時30分頃…県庁舎の知事室前に移動します。
村井知事に陳情書を手渡し、知事の決断を求めます。
- ・15時00分頃…県議会一階大会議室に戻り、活動のまとめ、今後の行動を確認。

村井知事への面談・要請にご参加を!



今度は200人以上で訴えましょう

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
ニュース 特別号 (3月12日発行)
電話 022(399)6907

宮城県知事 村井嘉浩様

被災者の実情に目を向け、知事職の権限を活用して、4月以降も医療費 一部負担金と介護保険利用料の免除措置を継続させるよう求める陳情書

2013年3月19日

東日本大震災から2年の3・11前後に、各報道機関等のアンケート調査結果が公表されました。どの調査でも、被災者の生活再建が遅々として進んでいないこと、長引く避難生活で健康状態が悪化していること、とくに心のケアを必要とする人が多いことが、共通して指摘されています。この3月末で医療費一部負担金と介護保険利用料の免除措置が打ち切られれば、医療の中断や受診抑制、介護サービスを受けられない人が増加し、ますます被災者の命と健康が脅かされる深刻な事態になります。

被災者に対する国民健康保険税等の減免、医療費一部負担金の免除措置は、特例措置により全額国の負担で行われてきましたが、国は昨年9月末で打ち切りました。国は、特例措置を打ち切ったあとの昨年10月1日以降について、各市町村と後期高齢者医療広域連合が減免措置を行った場合、その減免に要した費用の8割を負担する方針を示しました。そこで宮城県内の市町村と広域連合は、国民健康保険と後期高齢者医療の一部負担金および介護保険利用料の減免を平成25年3月まで継続しました。この減免措置に伴う2割の自治体負担については、被災規模が大きい市町村ほどその財政運営に大きな負担となることから、宮城県、県市長会、県町村会、各市町村と広域連合の議会が、一致して国の全額負担による減免措置の継続を求めてきました。

しかし国が、4月以降も国の負担を8割にとどめるとしたため、減免の継続に支障を生じています。このまま医療・介護の一部負担金の免除措置が打ち切られれば、仮設住宅等の被災者に「私たちは、見捨てられたのか」と、絶望を広げることになります。震災関連死が増加することも目に見えています。

そこで私どもは、国の不十分な対応をのりこえて被災者を救うため、被災自治体のトップである貴職に、その役割発揮を求めるものです。貴職は、議会が閉会した後も専決処分により県財政の出動を決断できる権限を有しています。宮城県には、被災者のために全国から寄せられた寄付金が地域整備推進基金として蓄えられており、その残高が約103億円もありますが、その一部を活用するだけで減免措置を一年延長することができます。災害救助法は、「現に救助を必要とする者に対して、これを行う」責任は「都道府県知事」にあると定めています。救助の種類を定めた同法23条には「医療及び助産」が明記され、第2項には「救助を要する者…に対し、金銭を支給してこれをなすことができる」ことも規定しています。

私どもは、貴職が法で認められている権限を発揮し、県の財政出動で被災者の医療費一部負担金と介護保険利用料の免除措置を継続させ、被災者救助の責任を果たすことを強く要請するものです。貴職がこれを決断すれば、国政をも動かす巨大な力になり、国のさらなる財政支援を引き出すことにもなると考えるものです。速やかなご決断をお願いいたします。

以上

FAXの宛先 022(211)2292

宮城県知事 村井嘉浩様

生活再建がならない被災者が数多くいること、多くの被災者が健康悪化に苦しんでいること、免除の継続を必要としている人が多い実情に、ぜひ目を向けて下さい。

宮城県の財政を出動させて、4月以降も被災者の医療費一部負担金と介護保険利用料の免除措置を継続して下さい。

住所

名前